

令和6年4月17日 分「告示と公告に関するページ」掲載一覧表

| 種別 | 番号 | 件名 |
|----|----|---------------------------|
| 告示 | 90 | 指定納付受託者の指定について（廃棄物処理手数料等） |
| 告示 | 91 | 指定納付受託者の指定について（廃棄物処理手数料等） |
| 告示 | 92 | 指定納付受託者の指定について（廃棄物処理手数料等） |



海老名市告示第 90 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 157 条の 2 の規定による指定納付受託者の指定について、海老名市予算決算会計規則（平成 10 年規則第 21 号）第 63 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定したので、地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 2 項及び海老名市予算決算会計規則第 63 条の 2 第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 4 月 17 日

海老名市長 内 野



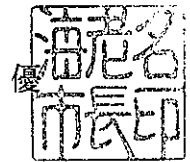
- 1 指定納付受託者の名称及び住所または事務所の所在地
株式会社エフレジ
代表取締役 杉本 和彦
大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号グランフロント大阪タワー A
- 2 指定した日
令和 6 年 4 月 1 日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
海老名市手数料条例（昭和 40 年 3 月 20 日条例第 6 号）第 2 条第 1 項に規定する手数料、海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例（平成 5 年 3 月 26 日条例第 8 号）第 27 条第 1 項に規定する手数料及び郵送料
- 4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

海老名市告示第 91 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 157 条の 2 の規定による指定納付受託者の指定について、海老名市予算決算会計規則（平成 10 年規則第 21 号）第 63 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定したので、地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 2 項及び海老名市予算決算会計規則第 63 条の 2 第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 4 月 17 日

海老名市長 内 野



1 指定納付受託者の名称、住所または事務所の所在地

LINE Pay 株式会社

代表取締役社長 前田 貴司

東京都品川区西品川 1 丁目 1 番 1 号

2 指定した日

令和 6 年 4 月 1 日

3 指定納付受託者に納付させる歳入

海老名市手数料条例（昭和 40 年 3 月 20 日条例第 6 号）第 2 条第 1 項に規定する手数料、海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例（平成 5 年 3 月 26 日条例第 8 号）第 27 条第 1 項に規定する手数料及び郵送料

4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

海老名市告示第 92 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 157 条の 2 の規定による指定納付受託者の指定について、海老名市予算決算会計規則（平成 10 年規則第 21 号）第 63 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定したので、地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 2 項及び海老名市予算決算会計規則第 63 条の 2 第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 4 月 17 日

海老名市長 内 野



1 指定納付受託者の名称、住所または事務所の所在地

SB ペイメントサービス株式会社

代表取締役副社長 堀田 智宣

東京都港区海岸 1 丁目 7 番 1 号

2 指定した日

令和 6 年 4 月 1 日

3 指定納付受託者に納付させる歳入

海老名市手数料条例（昭和 40 年 3 月 20 日条例第 6 号）第 2 条第 1 項に規定する手数料、海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例（平成 5 年 3 月 26 日条例第 8 号）第 27 条第 1 項に規定する手数料及び郵送料

4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで